

富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

平成17年8月8日決定

富山県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡会議

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の認定登録に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が宅地判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 宅地判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 宅地判定士 宅地判定を実施する者として、本要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載された者又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登載された者をいう。
- 四 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い宅地判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(認定登録の対象)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当し、宅地判定士として宅地判定の実施に協力しようとする者で、知事が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者を宅地判定士として認定登録することができる。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年省令第49号）第19条第1号イからチに該当する者
- 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者

2 知事は、前項の規定のほか、前項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認められた者を宅地判定士として認定登録することができる。

(認定登録の手続き)

第4条 前条第1項に該当する者で、宅地判定士の認定登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士認定登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前条第1項第1号に該当する者にあつては、資格要件申告書（様式第2号）及び各々の認定登録要件を証明する書類。

- 二 前条第1項第2号に該当する者にあつては、実務経験証明書（様式第3号）
 - 三 申請者の写真2枚（申請前6月以内に撮影したカラー、無帽、正面、肩から上、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの。第6条第1項、第7条第2項及び第8条第1項において同じ。）
 - 四 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類
- 3 以前に認定登録を受けたことのある者にあつては、交付を受けた認定登録証をもって前項第1号及び第2号の書類に替えることができる。

（認定登録証の交付）

- 第5条 知事は、前条第1項による申請があつた場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたとき及び第3条第2項により知事が認めたときは、宅地判定士名簿に登載するとともに、当該者に被災宅地危険度判定士認定登録証（様式第4号。以下「認定登録証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、前条第1項による申請があつた場合において、申請者が虚偽の申請などにより宅地判定士として適当でないと認めたときは、認定登録することができない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

（認定登録事項の変更）

- 第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があつたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。第一号に係る変更があつた場合は変更届に届出者の写真1枚（第10条第2項の規定による届出の場合は2枚。）を添えるものとする。）を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名
 - 二 自宅の住所及び電話番号
 - 三 勤務先の名称、所在地及び電話番号
- 2 知事は、前項の届出があつた場合においては、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じて記載事項を変更した認定登録証を新たに交付するものとする。
- 3 宅地判定士は前項の規定による認定登録証の交付を受けたときは、届出前から所持している認定登録証を知事に返納するものとする。

（認定登録の更新）

- 第7条 認定登録の有効期限は、認定登録証の交付日から5年経過後の年度の末日までとする。
- 2 前項に規定する認定登録の有効期限の終了後も、引き続き宅地判定士として富山県被災宅地危険度判定実施要綱による宅地判定の実施に協力しようとする者は、認定登録の更新をすることができる。この場合においては、現に有効な認定登録の有効期間の終了までに、講習会を受講した後に、被災宅地危険度判定士認定登録更新申請書（様式第6号。以下「更新申請書」という。）に申請者の写真2枚を添えて知事に提出することにより、認定登録を更新することができる。

- 3 知事は、前項の更新申請書の提出を受けたときは、速やかに認定登録を行い、新たな認定登録証を交付するものとする。
- 4 前項の認定登録証の有効期限は、第1項を準用する。
- 5 第3項の規定による認定登録証の交付を受けた宅地判定士は、申請前から所持している認定登録証を廃棄するものとする。

(認定登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、認定登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士認定登録証再交付申請書(様式第7号)に申請者の写真1枚を添えて知事に提出することにより、再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定登録証の再交付を受けた宅地判定士が、紛失した認定登録証を発見したとき又は汚損した認定登録証を所持しているときは、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

(認定登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、認定登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士認定登録辞退届(様式第8号。以下「辞退届」という。)に認定登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、宅地判定士名簿から当該判定士を抹消する。

(認定登録知事の変更)

第10条 宅地判定士は、居住地又は勤務地の変更等により、富山県以外の都道府県知事等の登録に変更しようとするときは、当該都道府県知事に変更届を提出するとともに、前条第1項の規定による辞退届を富山県知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、他の都道府県等で認定登録された宅地判定士から、変更届の提出を受けたときは、宅地判定士名簿に登載するとともに、認定登録証を交付するものとする。

(認定登録の取消し)

第11条 知事は、宅地判定士として認定登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、認定登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により認定登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

第12条 知事は、第3条第1項各号に該当する者を対象に、宅地判定に必要な知識の習得及び技能向上のための講習会を実施する。

(宅地判定士名簿)

第13条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項、第9条第2項、第10条、第11条第1項に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載し、その内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(雑則)

第14条 この要綱に定める他、この要綱の実施に関し必要な事項は別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

様式第1号（第4条関係）



被災宅地危険度判定士 認定登録申請書

申請日 年 月 日

富山県知事 様

私は、富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項各号の一に該当し、同項に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名			生年月日	年 月 日
居住地住所		〒		
		連絡のとれる電話番号 TEL ()		
勤務先	所在地	〒		
	所属 部署	TEL ()		

申請者は、次のうち該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれ → の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	→ (1)
	富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	→ (2)

添付書類 : 写真2枚

- (1) { 資格要件申告書(様式第2号)
 資格要件申告書で添付することとされている書面
- (2) 実務経験証明書(様式第3号)

※この欄は記入しないでください。

登録番号	有効期限
T	. .

様式第1号の説明

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄には記入しないでください。
- 3 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますのでご注意ください。詳しくは、富山県土木部建築住宅課住みよいまちづくり班（電話076-444-3359）にお問い合わせください。
- 4 各欄の記入手順
 - (1) 「申込者氏名」欄には、運転免許書等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「連絡のとれる電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部署名と、その所在地を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性のある番号は避けてください。
 - (4) 「資格要件該当別」欄には、該当する区分に○を付けてください。

なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意してください。

第3条第1項第1号（：(1)の欄）に○をつけた場合には、「資格要件申告書（様式第2号）」とこの「申告書」の中で添付することとされている書面を、第3条第1項第2号（：(2)の欄）に○をつけた場合には、「実務経歴証明書（様式第3号）」を添付することになります。
- 5 写真は申請前6月以内に撮影したカラー、無帽、正面、肩から上、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に勤務先と氏名を記入し、1枚は申請書左上の枠内に貼り付けてください。

被災宅地危険度判定士

資格要件申告書

私は、富山県被災宅地危険度判定士認定要綱第3条第1項第1号に定める資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件

裏面から該当する要件の記号を記入する。

_____年____月____日

殿

申告者氏名(自署)_____

該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面 に記入し、指定された証明書を添付する。

<p>ア 大学院等在学経験者：告示第1005号第1号、告示第38号第1号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者 <p>必要な添付書類</p>	<p>在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）</p>
<p>イ 大学卒業生：盛土規制令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学（短大を除く。）又は旧大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 大学（短大を除く。）又は旧大学で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）</p>
<p>ウ 3年課程の短期大学卒業生：盛土規制令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 短大（専門職大学の前期課程を含む。）で正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者 短大（専門職大学の前期課程を含む。）で正規の都市計画又は造園の修業年限3年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者 <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）</p>
<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業生：盛土規制令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 前項以外の短大（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、土木、建築又は宅地開発の技術に関し4年以上の実務の経験を有する者 前項以外の短大（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程の場合は修了した後。）、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者 <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）</p>
<p>オ 高等学校卒業生：盛土規制令第22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して7年以上の実務経験を有する者 高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校で正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 <p>必要な添付書類</p>	<p>卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）</p>
<p>カ 講習修了者：都計規則第19条第1号ト、旧都計規則第19条第1号ト、旧告示第1005号第4号、旧告示38号第2号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を含む土木又は建築に関する10年以上の実務経験を有する者で登録講習機関の講習を修了した者 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で旧大臣指定講習又は旧大臣認定講習を修了した者 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を含む都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験を有する者で登録講習機関の講習、旧大臣指定講習又は旧大臣認定講習を修了した者 <p>必要な添付書類</p>	<p>講習会修了証の写し 実務経験証明書（様式第3号）</p>
<p>指定の国家資格を有する者</p>	
<p>キ 技術士：告示第1005号第2号、都計規則第19条第1号ホ（告示第39号）該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術士法による第二次試験のうち技術部門が建設部門、農業部門（選択科目は「農業農村工学」に限る。）、森林部門（選択科目は「森林土木」に限る。）又は水産部門（選択科目は「水産土木」に限る。）に合格した者（平成16年4月1日時点で技術部門が林業部門（選択科目は「森林土木」に限る。）に合格している者及び平成31年4月1日時点で技術部門が農業部門（選択科目は「農業土木」に限る。）に合格している者を含む。） 技術士法による第二次試験のうち技術部門が上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 <p>必要な添付書類</p>	<p>技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証書 実務経験証明書（様式第3号 技術部門を上下水道部門又は衛生工学部門とする場合に限り）</p>
<p>ク 一級建築士：告示第1005号第3号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 一級建築士の資格を有する者 <p>必要な添付書類</p>	<p>一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の写し</p>

注) この面で「盛土規制令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「告示第1005号」とあるのは「昭和37年建設省告示第1005号」を、「告示第38号」とあるのは「昭和45年建設省告示第38号」を、「告示第39号」とあるのは「昭和45年建設省告示第39号」を、「旧」を付すものは平成17年4月改正前のものを表す。

実務経験証明書

下記の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

年 月 日

職 名 _____
証 明 者

氏名（自署） _____ 印

記

被証明者氏名	生年月日	年 月 日	証明期間	年 月から 年 月まで
職 名	主 な 経 験 の 内 容		期 間	
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
合 計			年 が月	

様式第3号の説明

「実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士登録申請書」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。

この証明書の提出を必要としない方は、第3条第1項第1号に該当し（登録申請書で資格要件該当別（1）に○を付けた方）、資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門、農業部門（選択科目は「農業農村工学」のみ）、森林部門（選択科目は「森林土木」のみ）又は水産部門（選択科目は「水産土木」のみ）に合格した方（平成16年4月1日時点で技術部門が林業部門（選択科目は「森林土木」のみ）に合格している方及び平成31年4月1日時点で技術部門が農業部門（選択科目は「農業土木」のみ）に合格している方を含みます。）及びク「一級建築士」である方のみです。

- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ1枚にまとめて記載することができます。

証明者が異なる場合には、2枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか1枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

3 各欄の記入手順

- (1) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。

- (2) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部○○課」に所属していた期間の証明は、「○○課長」または「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません）。

なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はなく、また、使用されている印が、証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。

- (3) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。

- (4) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者に管理する部署に所属していた期間）を記入してください。

なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (5) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。

- (6) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎の一つ以上記載してください。

- (7) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。

なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (8) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計して記入してください。

（表）

（縦54mm×横85mm）

富山県被災宅地危険度判定士認定登録証	
（氏名）	生年月日 年 月 日
(写真 縦30mm×横24mm)	認定番号 T○○○○○
	年 月 日まで有効
	認定年月日
	年 月 日
	富山県知事 ○○ ○○
	印

（裏）

<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none">被災宅地危険度判定士として、危険度判定活動に従事するときは、必ずこの認定登録証を携帯してください。この認定登録証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。この認定登録証を紛失し、又は消失したときは、速やかに再交付を申請してください。

被災宅地危険度判定士名簿 記載事項変更届

届出日 年 月 日

富山県知事 様

被災宅地危険度判定士名簿の記載事項に下記のとおり変更を生じたので、富山県被災宅地危険度判定登録要綱第6条第1項又は第10条第2項の規定により届けます。

ふりがな				生年月日	年	月	日
届出者氏名							
現在有効な 認定登録	番 号	T					
	有効期限	年			月	日	

記

変更する項目の番号に○を付け、変更後の事項を記入してください。

1 氏名の変更

ふりがな			
変更後の氏名			

2 居住地の住所の変更

変更後の住所	〒 —
	連絡のとれる電話番号 TEL ()

3 勤務先の変更

変更後の 勤務先	所在地	〒 —
	所属 部署	TEL ()

※この欄は記入しないでください。

登録番号	有効期限
T	. .

添付書類：氏名の変更があった場合は写真1枚（届出前6月以内に撮影したカラー、無帽、正面、肩から上、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの。第10条第2項の規定による届出の場合は2枚。）



被災宅地危険度判定士 認定登録更新申請書

申請日 年 月 日

富山県知事 様

私は、富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項各号の一に該当し、同項に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第7条第2項の規定により、被災宅地危険度判定士の認定登録の更新を申請します。

ふりがな 申請者氏名				生年月日	年 月 日	
居住地住所		〒				
		連絡のとれる電話番号 TEL ()				
勤務先	所在地	〒				
	所属 部署	TEL ()				
現在有効な 認定登録	番号	T				
	有効期限	年 月 日				

※この欄は記入しないでください。

登録番号	有効期限
T	.

添付書類： 写真2枚（申請前6月以内に撮影したカラー、無帽、正面、肩から上、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの。裏面に勤務先と氏名を記入し、1枚は申請書左上の枠内に貼り付けてください。）

被災宅地危険度判定士 認定登録証再交付申請書

申請日 年 月 日

富山県知事 様

私は、富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第8条第1項の規定に基づき、登録証の再交付を申請します。

ふりがな				生年月日		年 月 日	
申請者氏名							
居住地住所		〒 連絡のとれる電話番号 TEL ()					
勤務先	所在地	〒					
	所属部署	TEL ()					
現在有効な 認定登録	番号	T					
	有効期限	年 月 日					

※この欄は記入しないでください。

登録番号	有効期限
T	. .

添付書類 : 写真1枚（申請前6月以内に撮影したカラー、無帽、正面、肩から上、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの。）

被災宅地危険度判定士 認定登録辞退届

届出日 年 月 日

富山県知事 様

私は、富山県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第9条第1項の規定に基づき、登録を辞退します。

ふりがな				生年月日		年 月 日	
届出者氏名							
居住地住所		〒					
		連絡のとれる電話番号		TEL		()	
勤務先	所在地	〒					
	所属部署						
		TEL		()			
現在有効な 認定登録	番号	〒					
	有効期限			年 月 日			

※この欄は記入しないでください。

登録番号	有効期限	宅地判定士名簿抹消
T	. . .	

添付書類 : 現在有効な被災宅地危険度判定士認定登録証